

【歴史・民俗】

明和・安永期の尾州廻船内海船と大坂

——熱田講・極印講との関係を中心に——

日本福祉大学経済学部 教授、日本福祉大学知多半島総合研究所歴史・民俗部 部長 曲田 浩和

はじめに

尾州廻船とは、尾張国に船主が所在する廻船のことであり、尾張廻船ともよばれる。尾州廻船にはさまざまなタイプの船が知られている。なかでも内海船は、主として瀬戸内海と関東をつなぐ廻船である⁽¹⁾。兵庫湊で米を、瀬戸内海沿岸の塩生産地で塩を購入し、関東方面へ運んだ。このような廻船像は19世紀のものであり、18世紀に内海船がどのような過程で、瀬戸内海方面へと進出するのか考える必要がある。

すでに、拙稿「大坂登り下り船問屋と内海船—18世紀後半から19世紀初頭を中心に—」⁽²⁾において、大坂登り下り船問屋の構造を踏まえ両船問屋と内海船の関係を示した。ただし、18世紀については、内海船が大坂下り船問屋の荷物を扱っている状況を明らかにし、19世紀に向けての前史的性格を提示したにすぎない。

そこで本稿では、内海船と大坂下り船問屋との関係を一步進めて考えることにする。18世紀半ばには、名古屋から大坂への輸送を行う大坂廻船は衰退している状況であり、その再興に内海船がかかわったと考えている。

近年の研究で、内海船の廻船仲間である戎講の成立時期が、天明期までさかのぼったこともあり⁽³⁾、明和・安永期の動向が重要になる。明和・安永期は大坂・名古屋間の荷物輸送のための荷主の講が再興する時

期にあたる。大坂から名古屋へ運ぶ積荷の荷主である大坂商人を中心とする講は熱田講、名古屋から大坂への積荷の荷主である名古屋商人を中心とする講は極印講とよばれた。このような講は元文期以降に機能しなくなってくる状況がみられた。

その背景には、先述の拙稿で明らかにした名古屋から大坂行荷物を差配する大坂登り船問屋と大坂からの名古屋行荷物を受け取る大坂下り船問屋の対立があった。

大坂登り船問屋は熱田の廻船問屋であり、大坂下り船問屋は名古屋の廻船問屋である。両者の対立は問屋間の対立であるが、名古屋・熱田の地域間の問題でもあった。

大坂登り船問屋をつとめる野尻利右衛門に伝わった史料⁽⁴⁾では、大坂への登り荷物は、大坂登り船問屋が差配することになっているが、大坂下り船問屋も扱い、野尻側からすれば迷惑であることを訴えている。1724年（享保9年）以降は、両問屋の役割は分掌された。野尻の言い分は正論であるが、名古屋から大坂行荷物の荷主が名古屋商人であり、荷積みの不便さは否めなかった。

このように18世紀の名古屋・大坂間の輸送の停滞状況を踏まえ、本来は結びつきが薄いとされる極印講と大坂登り船問屋との関係に注目する。その上で、18世紀後半を中心に尾州廻船内海船の動向を明らかにする。

なお、熱田講の史料については、「熱田

講記録⁽⁵⁾として、すでに『名古屋叢書』第11巻に翻刻されている。極印講の史料として、日本福祉大学知多半島総合研究所蔵の「小早船掟書写」⁽⁶⁾がある。史料の少ない極印講を示す貴重な史料と考えられるため、論文末に【史料「小早船掟書写」】として全文を翻刻した。

1. 18世紀の極印講と熱田講

まずは、18世紀の熱田講の状況を示す史料を1836年(天保7年)に記された「申合定」⁽⁷⁾からみることにする。他史料と比較することも考えて、長文であるが掲載することにした。

【史料 1】

申合定

一尾州名古屋廻船積荷物之儀、先年ハ伊勢参河共積込ニ而、船問屋支配仕来り候所、海上在之候砌、甚混雑仕、依之、尾州小早船取立、熱田講取結、講中六軒并に船方支配之儀、問屋両家相勤り候而、元文中迄ハ伊勢・参河行荷物迄茂尾州小早江積入、段々繁昌仕候処、其後、伊勢・参河夫々船問屋出来、依之尾州小早仕立及延引ニ、就夫、明和弍酉年、尾州極印元より中状到来、其趣意ハ船方仕立都合能、如已前繁栄為致度旨申来り候ニ付、右准紙面に、六軒之講中相談之上仕法相改、則明和四亥歳迄、無滞世話致在之候処、其外取締之儀に付、極印元江応対致候処、彼地如何了簡違在之候哉、請方悪敷、右に付六軒共退講被致、熱田講暫ク中絶ニ相成候所、明和六丑年、極印元ハ当地専積合仕候者四拾軒之連名ニ而再講之儀頼来り、依之細嶋鮎屋卯兵衛宅ニ

而及相談、熱田講再講致シ、追々繁昌仕候、然ルニ安永八亥年極印元より申来り候者、今度、廻船積荷物海上之荷打請合ニ而積入可申段、船問屋申出候ニ付、相談相堅メ候、且又熱田講多人数にて却而取締、依之四拾軒之内弍拾軒者行司役退キ、残ル弍拾軒ニ而行司相勤、万事世話仕候様申来り候、此儀相談之上、是迄之通四拾軒にて相勤可申、併シ難勤仁者断書可差出旨、一統相談決着致、断書を以退講被致候仁有之、残而人数弍拾三軒にて当講相続仕、則安永九年子歳ハ仕法相改、左ニ記ス

- 一海上為安全之毎年正五九月ニ、住吉太神宮江庭神楽可奉献事ニ候、尤御初穂銀拾弍匁宛相定、右神楽料問屋衆江相渡可申、尤講中参詣之外、為惣代与問屋衆格番参詣可致事
- 一熱田講組合在之候得共、年中顔合せ不致候而ハ不宜、依之年分ニ一度惣参会相勤可申、尤日限五月九日参会席之儀ハ住吉中新家ニ相極メ候事、勿論雑用之儀酒之外膳料壺人前弍匁五分其外雑用弍匁五分、都合五匁限り詔可申事、不参之仁者諸入用相払不申事
- 但両問屋仲仕老人宛居合船頭相招き可申事
- 一船々出帆之砌、帆別銀請取可申事、此儀最初ハ壺艘分銀三拾目宛請取候処、運賃高減少依之壺艘分銀弍拾目ニ相定可申事
- 一帆別銀之儀仲間諸入用ニ相賄、尤溜り銀者難船之砌、浦改路用金用意ニ仕候、尤余銀出来候上ハ講中相談之上新造加入に茂相加り可申事
- 一溜り銀五百目以上者元銀ニ結び、講内江別段ニ預ケ可申事、尤利足之儀ハ五朱ニ相定勿論預ケ先之儀者、参会之席ニ而入

- 札ニいたし札数之方江預ケ可申事
但、端銀之儀ハ時之行司無利足ニ而預り可申事、尤五百目以上ニ相成候得者、元銀ニ結ひ可申事
- 一船附出シ候節、問屋ハ当行司江相改差支茂無之候得者船附差出可申事
但、壹艘仕立双仕立之儀ハ行司江相断可申事、其砌出荷物多少ニ准シ、時之行司可申付候事
- 一船仕立之儀、町方荷物取切候日限より一兩日前日問屋ハ可申廻ル、尤町方手仕舞仕、翌日ハ三日之内贈り状取集手板相認め、行司方にて押切請候上、早速名古屋表江差下シ可申事、勿論贈り状取集候節、運賃ノ高家別帳面ニ記、印形申請持参可致事
但、落贈り状在之候得者篤与相調候上、押切致可遣事、過分之儀ニ候ヘハ行司中相談可有之事
- 一船々出帆之節、両問屋ハ船足見分可致事
一極印船切目之節、仮船仕候得者、早速行司江相断、石数運賃高等相談之上、万事行司之差図を請可申事并船具等念入相改、借り受可申事
- 一新造初仕立之儀、先年より申合之通、抜き仕立申付候事、近頃問屋方ニ而、先後之争有之候ニ付極引元引合抜き仕立相極メ、則安永式巳年七月柏屋庄兵衛船ハ相改候事
- 一講中連名行司割并船頭名前定メ運賃等別紙帳面拵永代帳与相記在之候、其外帳面夫々有之候間切替候儀、時々行司無滞相記可申事
- 一出荷物船頭撰嫌致候得者、問屋ハ行司方迄通達有之筈、其砌右船頭行司方江相招き、急度可申付候、其上違背仕候ヘハ、其船頭可及評議候事
- 一元船定運賃之儀極印元ハ相定来り候通、帳面ニ相記、決而過積不相成段、両問屋江急度申渡候事、万一過積仕候得ハ押切出シ申間鋪事、其上問屋船頭可及評議候事
- 一行司半年替り相勤来り候処、文化拾貳亥年ハ壹年替りニ相定取渡可致并次之行司中先行司箱元江可参事
但、難船掛り在之片付不申、内行司渡シ日限来り候得ハ、次江相渡シ候共難船掛り御公用掛り此ニケ条ハ附送りニ相成不申、其余之儀者格別之事ニ候
- 一荷打請合積之儀ハ彼地注文物ニ限り候事、当地送り荷物ニ請合ハ不仕由、此儀心得違為無之相置候事
- 一海上在之ハ掛り之問屋与当行司江早速可致注進旨兼而申附置候、其節当行司之内式人掛り之問屋壹人都合三人早速浦方支配ニ罷下り可申事、尤浦方江参着之砌浦役人之改相濟、浦手形出候趣ニ候ヘハ支配ニ取掛り可申、万一故障も有之、浦手形出不申儀有之者、其趣意相糺可濟義ニ候得者行司之計を以支配相濟可申、至而六ヶ敷儀有之候ヘハ、壹人者当地江罷歸り相談之上 極印元江通達可致事
但、当行司之内当地ニ相残ル者并問屋早速積合相招き候而、改方承知不承知之応対いたし、其席ニ而有無を分名書為致置、翌朝印形取廻シ其上直様元直附相集メ可申事、且又多用ニ候得ハ先行司之内より相助ケ可申事
- 一浦役ニ付承知并退仁之一札左ニ記ス
一札
- 一此度誰船何月幾日何国何浦ニ而難船仕候ニ付、熱田講行司内より式人船問屋壹人都合三人浦方支配ニ御下り被成候条、夫ニ付私共儀勝手ニ付右積合之荷物捨退キ

候間、積合之連中御除き可被下候、然ル上ハ残り荷物船泊等有之候共、一言之申分無御座候、為後日之退キ印形、仍而如件

年号月日

一札

一此度誰船何月幾日何国何浦ニ而難船仕候ニ付、熱田講行司内ノ式人船問屋壺人都合三人浦方支配ニ御下り被成候条、尤私共義積荷物御座候間、宜御支配可被下候、然ル上ハ残荷物無御座浦支配金入用相掛り候共、銘々積元直ニ割掛ケ何程ニ而茂出銀可仕候、為後日承知之印形、仍而如件

年号月日

一内川ニ而荷物背取致候節、早手杯にて怪我有之候へハ、行司立会積主相談之上失墜無之様取計、右損失者元船之船頭可相弁事、其上行司極印元江其趣申達荷主中ノ合力茂請候様取計添状遣可申事

一用談之儀大体ハ当行司了簡を以取計、組合江可知ス義ハ口上書ニ而相触候様可致候、無拋相談ニも可及儀者、当行司之外組々ニ而見計壺人宛相招き相談可致候事但、寄合之砌行司ノ廻文出候節ハ刻限達參致間鋪、万一達參にて呼使遣シ候得ハ一度三拾式文賃銭為出可申事

一寄合之砌席料之儀酒之外雜用壺人分壺勿五分時分来り候得者茶漬出シ候事、壺人前ニ此料壺勿也、右之積りを以申附候事但、寄合之筋ニ寄り問屋招き候ハ、仲仕壺人連參り可申事

一講中申合之儀相背銘々勝手申仁有之候へハ、講中ハ勿論講外逆茂評議之上積合差除可申事

一兩問屋江申渡条目帳之通、読聞承知印形取置候事

右之条々参会度毎ニ読上ケ、心得違無之様

相守可申候、為承知之銘々連名印形仍而如件

天保七丙申年十二月

錢屋太兵衛㊤

小部屋半兵衛㊤

大坂屋理右衛門㊤

川崎屋甚助㊤

竹屋喜右衛門㊤

山城屋伊兵衛㊤

近江屋与兵衛㊤

紙屋新助㊤

大鶴屋九蔵㊤

池田屋門吉㊤

小部屋太郎兵衛㊤

紙屋治兵衛㊤

金屋徳兵衛㊤

山城屋利右衛門㊤

近江屋八左衛門㊤

平野屋惣兵衛㊤

河内屋藤兵衛㊤

近江屋平兵衛㊤

日野屋藤兵衛㊤

【史料 1】には、大坂から名古屋に荷物を送る廻船（名古屋廻船）は、名古屋への荷物とともに伊勢・三河行荷物も積んでいたことが記されている。尾州小早船を取り立て、大坂で 6 軒の商人で熱田講を取り結び、船方支配を行ってきた。

元文年中までは繁昌していたが、その後、伊勢・三河それぞれに船問屋ができたため、尾州小早の仕立が延引するようになった。1765 年（明和 2 年）に名古屋から大坂に送る荷物の荷主で結成された極印講より、熱田講に対し船方の仕立を良くするように求められ、以前のように繁栄を望む書状が送られた。

それに対し、熱田講 6 軒が相談し、仕法を改めたが、極印講との間で軋轢が生じ、熱田講 6 軒が退講し、熱田講は途絶してしまった。1769年（明和 6 年）、大坂から名古屋への荷物を専積している荷主 40 軒に対し、極印講から熱田講再建を求める要請があり、熱田講が再興された。40 軒で再興する予定であったが、「不取締」を理由にその半分ほどの人数での再結成の意見も出され、23 名での熱田講再興となり、1780年（安永 9 年）に新仕法が出された。

【史料 1】と同じ内容を示す史料が、【史料 2】である。この史料は、知多郡大野村の廻船惣庄屋中村権右衛門家に伝わるものである。この史料の末尾に、「文化七年卯極月 大坂廻船出来仕候訳、乍恐御内願仕度」とあることから、1810年（文化 7 年）、尾張藩に対し大坂廻船成立について、中村家が記したものと思われる。

【史料 2】⁽⁸⁾

乍恐内密奉願上候御事

一御当地大坂廻船と申最初之義者御城下町方諸商人大坂表ニ而買入仕候品々船積運送來り候、往古者大坂表ハ尾三勢州濃州迄積込ニ而大坂ハ便船江直積ニ仕、船問屋諸荷物支配仕、夫々積合運送仕候処、難船之節々国々積込ニ而荷主共浦方荷改等ニ大ニ混雜仕、依之尾州小早船と仕廻船取立度、大坂表ニ而者熱田講与名目仕、講中六軒発願致し、御当地ハ極印講之名目仕、依之大坂表ニ問屋式軒相極、淡路屋、木津屋也、御当地ハ桑名屋長右衛門、元文中迄尾三勢州濃州共尾州小早船江積込ニ御座候得共、追々積荷物繁昌仕、勢州三州者別段大坂表ニ船問屋共出来、依之尾州小早船積荷物上下延引ニ相成候

付、明和式酉年名古屋極印講ハ大坂表江書状到来、其趣意者船方仕立都合能、如以前繁栄為致度段、申來り候ニ付、大坂表六軒熱田講中相談之上仕法相改、則明和四年亥年迄無滞世話いたし候処、猶更取締り方等名古屋極印元江大坂熱田講ハ及対応候処、極印元如何了簡違有之候哉、其節請方悪鋪、仍之六軒熱田講發頭之族致退講、熱田講中絶ニ相成候処、又々明和六丑年尾州極印講ハ大坂表専積合之族、都合四拾軒江連名ニ而再講取建之義頼來り、仍之大坂表又々相談有之、熱田講再講取立、追々繁昌仕候、然処安永八年亥年又々極印元ハ大坂表江申來り候者、今度廻船積荷物海上荷打之請合ニ而船積可申段、大坂両問屋ハ大坂荷物方江申出候ニ付、一統打寄相談相堅候、且又大坂熱田講多人数ニ付、諸向取締り無之候間、四拾軒之内廿軒行司役相退キ、残而廿軒ニ而相勤、万事セ世話致候様ニと、極印元ハ申來り候故、又々一統相談仕候処大坂四十軒之内退講之族有之、残而人数廿三軒ニ而當講相談決着いたし仕法相定り繁昌仕候義ニ御座候、仍之大坂表ニ而熱田講中掟廻船定目帳出来、同断極印元ニ茂定目掟之趣、仕法相定り申候、右廻船積荷物海上請合と申ハ、名古屋表ハ都而注文之荷物計リニ而送り付荷物者海上之請合無之段ニ相決申候、追々難船之節ニ取計方、右掟之通ニも不參差繰存外之増運賃等有之、船頭浦仕舞自上り仕候、右取計方背違仕候得者、荷物等積留ニ仕、難渋之族出来仕、無抛便船積或者直積等ニも相成、左候へ者一統締方無之候、且又送り付荷物之義、譬者何品何程注文申來り、此代何程替之品、何十程注文申遣ス、右注文相調其余同品何程注文之直段ハ、

余程下直ニ相当り候品吟味、大坂表の御当地商人江送り付申候儀も御座候へ者難舟之節、注文之外者大坂表之損亡ニ相成、此方の注文之品者名古屋損亡ニ相成申候、仍之難船之節一統積合荷主罷出、難荷物無難荷物相改、無難荷物ハ難船割掛り難方を抱取計仕候義ニ御座候得共、右体取計方定目掟通ニ茂取計不仕掟腐ニ相成候、取計筋も有之積合候極印外之商人共損亡多く難洪相成候ニ付、追々大坂表ニ而茂相改有之、御当地商人方へも、度々相談申来り大坂表荷方ハ決着仕候而、別段荷物問屋模通ニ付三木屋紋右衛門与申者、荷物問屋相定極印外之廻船取立申度段、追々相談申越候付当地商人夫々申相候処、各同心ニ而一統利方宜取締リニ付、右之趣ニ仕度仍之惣代と仕、乍恐出願仕候義ニ御座候、左候へ者当地ニ於而も、荷揃会所相立候方締リニも奉存候、且又、大坂屋表ニも別段問屋出来候義ニ御座候へ者、御当地も同断之取計方ニ御座候付、追々別段会所相建度奉願上候義ニ御座候、難舟之一件具ニ右体申上候而ハ、若々差響キ之儀も可有御座哉と、勿論難舟一件候ハ、何れ之義ニ茂事済候義ニ付、此段者不申上候、唯外□廻船拵、別段荷捌会所等相建度之段、奉願上候義ニ御座候間、前頭之通り之義ニ御座候へハ、此段厚御内考被成下置、何卒願之通御聞濟被下置候ハ、商人一統難有仕合奉存候、此趣御内考被下置候様奉願度、此内願申上候義ニ御座候、以上

文化七年（卯）極月

大坂廻船出来仕候訳、乍恐御内願仕度

【史料 1】と内容が重複するので、詳述は避けるが、ポイントは名古屋廻船ではな

く、大坂廻船のことを記している点である。大坂から名古屋に向けての廻船が名古屋廻船であり、名古屋から大坂に向けての廻船が大坂廻船である。史料中の「御当地」とは名古屋と解釈できる。

また、名古屋廻船と大坂廻船のどちらも尾州小早がつとめていることがわかる。【史料 1】では、「元文中迄は伊勢・参河行荷物迄も尾州小早へ積入、段々繁昌仕候処」とある。【史料 2】では「元文中迄尾三勢濃州共尾州小早船江積込ニ御座候得共、追々積荷物繁昌仕」とある。尾州小早とは、尾州廻船の小早船のことであり、大型の廻船ではなく、積み切り型の廻船である。尾張小早については後述する。

元文以降の状況は、【史料 1】には「尾州小早仕立及延引」、【史料 2】には「依之尾州小早積荷内江下延引ニ相成候付」と記されており、尾州小早の船仕立が延引しており、尾州小早の船積みが困難な様子がかがえる。

その状況を裏付けるものとして、大坂から名古屋への荷物を他国廻船が積んでいる史料がある。【史料「小早船掟書写」】の一部を抜粋する。

宝暦七丑年六月

一大坂差出し之候商荷物、近年他国船ニ積下、船持困窮ニ付、向後他国船積下不申候様ニ而相願候様、町奉行衆の御年寄衆江申達有之由ニ而、船手江も御申談了間之趣申達上、願之通向後下り荷物他国積下候儀相止メ御国廻船ニ積下、其内御国廻船差支候節者、外船江積下シ儀不苦旨相濟候旨、津田兵部殿の申来候儀見へ候、右式通尾州御船手御扣有之、他言堅致間敷候事

船入町 市兵衛
葭町 長右衛門
大坂廻船持ども

【史料3】は、名古屋の大坂下り船問屋の市兵衛（柏屋）・長右衛門（桑名屋）と尾張の大坂廻船船持衆が尾張藩宛に出したものである。大坂から名古屋へ積み下る荷物を、他国廻船に積ませないようにし、尾州廻船に積ませるように願った。

状況が変化するのが、1765年（明和2年）である。【史料1】【史料2】ともに、船仕立をよくして以前のように繁昌を取り戻したい、とする書状が名古屋極印講から大坂（熱田講）に送られたとする。

その書状に対し、熱田講が対応したことを記した史料が【史料「小早船掟書写」】の1765年（明和2年）5月の「右紙面准講中相談之上相究候定、左之通り」の「定」である。この「定」は熱田講中で定めたものである。さらに、この「定」をもとに、熱田講中から大坂の尾張船問屋をつとめる淡路屋利右衛門と木津屋甚七宛に出された。それが1765年（明和2年）5月の「問屋江相渡置定目之事」である（【史料「小早船掟書写」】）。

「問屋江相渡置定目之事」の2条目には、これまでの経過として、極印の船数も少なくなっているの、新規の船が加入できるように心掛けることが記されている。大坂廻船・名古屋廻船という名称ではなく、極印の船としていることから、極印講の船である「尾州小早」のことを指していると思われる。

3条目は、極印講より決められた船の石数に応じた人別の定運賃が記されている。記載の人物は大坂廻船の船持である。

4条目は、大坂に登ってきた極印船がない時は、熱田講の行事に尋ね、仮船を使用することが、5条目は、船を仕立てる時は、当番の船問屋より熱田講行事引き合いの上で行うことが記されている。

6条目は、船仕立が延引になっていることへの改善の項目である。送り状と手板を船に下げる（渡す）ことが不勝手になっており、名古屋（極印講）から指摘を受けている。これからは早く送り状を取り寄せて、手板に積荷物を記載し、印形を押すなど素早く船に渡すことが記されている。船問屋に対して、船の出帆を早くすることを熱田講が求めたものである。

運賃積荷物は、荷物とともに送り状が付けられる。船問屋はその送り状をもとに荷物を確認し、船に積み込む。船積みされた荷物を記載した「積付」が、船問屋から荷主に渡され、船名、船積時期が荷主に伝えられる。

7条目は、どのような荷物であっても、積み入れて出帆しなければならない。船手が勝手を言い、積荷の選別を行うようであれば、熱田講行事に伝えることが記されている。

8条目は、荷物を積む際の仲仕や水主への注意喚起であり、他の船に積まないよう船問屋の手代衆や仲仕に至るまでしっかりと伝えることが記されている。

9条目は、帆別銀としては1艘につき銀25匁を徴収することが記されている。積手板を作成する際に、熱田講の行事に持参する。

10条目は、1艘および2艘まるごとの船仕立を要する場合は荷物の多少に応じ、熱田講行事より指図を受けるようにする。船頭衆や船問屋はこれに従うことが記され

ている。

11条目は、大坂を出帆し名古屋への到着日限は熱田講行事へ通達することが記されている。

これらのことにより、尾州小早での名古屋から大坂への輸送が円滑に進んだこともあり、1767年(明和4年)、美濃の荷主より、尾州小早への積み込みが求められ、美濃の荷主の極印講への加入が認められた(【史料「小早船掟書写」】)。

しかし、この後、名古屋極印講と大坂熱田講の関係が悪化したことで、熱田講6軒が退講し、熱田講中が途絶えてしまった。

1779年(安永8年)に、ようやく熱田講が再興され、翌年より新仕法による船への荷積みが始まった。【史料1】には「安永九年子歳仕法相改、左ニ記ス」とあり、その続きに、新仕法が記されている。

新仕法は、基本的には1767年(明和4年)の仕法と変わらないが、船仕立については、より厳密に行われるようになった。町方(商人)の積荷物の受付メ切日の一兩日・前日船問屋より船に連絡する。町方の積荷物が決定してから3日以内に送り状を集め、積手板を作成し、行事の押切を受け、すぐに名古屋に船を出す。送り状を取り集める際には運賃メ高を家別の帳面に記載する。

さらに、荷打請合積の方法を新たに採用している。【史料1・2】の翻刻と重複するが抜粋する。

【史料1】

一荷打請合積之儀ハ、彼地注文物ニ限り候事、当地送り荷物請合ハ不仕由、此儀、心得違為無之相頭置候事

【史料2】

右廻船積荷物海上請合と申ハ、名古屋表々都而注文之荷物計リニ而、送り付荷物者海上之請合無之段々相決申処

名古屋から大坂に注文した荷物に限り、荷主から廻船へ海上での請合が認められていた。高部淑子氏は、文政期の史料を用い、大坂での運賃積荷物の船仕立について、「通常の船は仲介する廻船問屋・荷主が決まっています、入津した船にはそれがわかるように『張紙』がされているであろう。」と述べている⁹⁾。つまり、廻船問屋の差配で廻船が入津時に荷主が決まっており、「廻船荷物海上請合」については、名古屋からの注文荷物に限り、海上での交渉が認められたと考えられる。

高部氏が指摘するように、19世紀初頭の内海船は「張紙」をしない「懇意積」の船であった。さらに内海船には、尾張小早や伊勢小早のように大坂の廻船差配の行事がないことが問題視された。

大坂における船積みの最大の問題は、時間がかかることであり、船問屋の手続きが簡略化され、船積みが行われるため、時間が短縮できる利点があった。しかし、自由裁量の船積みを一部認めた1779年(安永8年)の仕法改正は、廻船問屋の差配を受けない内海船のような船をつくり出すことにつながっていくものと思われる。

大坂廻船・名古屋廻船による名古屋・大坂間の船による輸送は、1779年(安永8年)の仕法により、基本的には幕末まで継続する。

2. 熱田講・極印講と尾州廻船

明和・安永期は尾州廻船にとって重要な

時期である。「はじめに」でも述べたように、尾州廻船の一つである内海船の廻船仲間が結成された時期が、1784年(天明4年)頃までにさかのぼったことで、戎講結成に向けた動向が注目される。

まずは、1779年(安永8年)に内海船船主米屋(前野)小平治が、極印講に相談を持ちかけることがわかる史料からみることにする。史料は、名古屋の大坂下り船問屋の柏屋市兵衛と桑木屋伊右衛門から、極印講に対して出されたものである。内海前野小平治から相談されたことが記されている。前野小平治は、内海船を代表する船主であり、戎講の中心的役割を果たした。【史料「小早船掟書写」】の一部を抜粋する。

安永八年亥春

一此度内海米屋小平次殿極印元江御相談被成候度趣ニ而、御出府被成候ニ付、講中打寄対談候所、米小氏追々承及候処、大坂廻船之儀近來ハ折節難事有之御心配之趣等御座候、就而者何卒私方江被仰付被成下候得ハ、海上之儀ハ勿論、濡痛目欠等之儀、急度御請合可申候、尤御町中御荷物御差支無之様可被致候間、被仰付可被下候

前野小平治からの相談内容は、以下のとおりである。大坂廻船が困難に陥り心配している。そこで、大坂廻船を自分たちに任せてほしい。そうすれば海難や積荷の損傷の際も必ず処理ができる。町人荷物の差し支えがないようにするので任せてほしい。そこで、船の石高100石につき金100両の敷金を極印講中に預ける。万一の難事の際はその敷金にて充当すればよい。大坂廻船は大坂川口など不都合である。かえって小

船のいさば(異鯖)船形式の200石位の8人乗りの船であれば、大坂での仕立方も早くとても都合がよい。小船に帆を巻き艫を立てることもできるが、400石以上の船では艫は立たない。すべて半分位の大きさにすれば船足が軽く、非常時も問題がないであろう。

大坂湊は安治川・木津川などの堆積土砂が溜まりやすく、大型船が岸に近づけにくい問題があった。いさば船とは、知多郡では「波不知船」と表記されることが多かった⁽¹⁰⁾。

19世紀初頭の尾張藩の村々の状況を示す『尾張徇行記』⁽¹¹⁾には50石から100石程度の小規模船が多く一色村・吹越村には300石積に近い波不知船があった。一色村は野間船、吹越村は内海船の船主の居住村にあたる。前野小平治は大坂での活動は200石ほどの小型廻船が適切であると考えていた。史料中にもみられるように、従来の「尾張小早」は400石程の船であったものと思われる。800石・1000石の大型の船よりは小型で、船足は速い船であったが、さらに小型の船の必要性を説いた。

このような提案を受け、仲間一統で相談したところ、大坂廻船を継続したいという者もあり、前野小平治の提案を受けるわけにはいかず、前野小平治の提案をヒントに、1774年(安永8年)3月、柏屋市兵衛が極印講御連中様宛に出した、大坂廻船仕法の案文が記されている。【史料「小早船掟書写」】の一部を抜粋する。

一御町中江大坂下り荷物之儀此度立方元船石高百石ニ付金貳百両ツ、鋪金差出置、海上無事受合ニ而御町中之荷物積立渡海致度願主御座候ニ付、則各々様御荷

物右船江御積被成度思召ニ御座候

この史料のポイントは、大坂から名古屋への下り荷物を運ぶいわゆる名古屋廻船について、船石高100石につき金200両の敷金を預けるとするところにある。預けた敷金で海難などがあった場合の処理を行うという点である。敷金の金額は異なるが、前野小平治の提案とほぼ同じである。

このことは、次の史料からもうかがうことができる。

【史料 3】⁽¹²⁾

一大坂廻船申ハ、大坂表淡路屋利右衛門方之船計リニ而、御国之船者通ひ不申、近キ頃ハ大坂表ニ而敷金いたし御国之船大坂通ひニ相成申候付、是よりも合力金請取申候、勿論大坂廻船問屋之ニ書付等所持仕居申候

【史料 3】は、廻船惣庄屋の中村権右衛門が、尾張藩からの問い合わせに答えたものであり、18世紀の大坂廻船・江戸行の江戸廻船などの廻船について記されている。

【史料 3】の下線には、大坂廻船が大坂の淡路屋利右衛門の船ばかりで、御国（尾張）の船は大坂へは通わないが、近年は敷金を納めることで、尾張の船も大坂通いを行うようになったことが記されている。

さらに、柏屋市兵衛は自らの客船5艘分の金500両を極印講に預けた。その預り証文が記されている。【史料「小早船掟書写」】の一部を抜粋する。

預り申金子之事

一文金五百両也 但、利足金壹両ニ付、
一ヶ月銀貳匁ツ、

右者貴殿御客船五艘分相続金ニ付、極印講中江儘ニ預リ置申所実正也、舟方ニ付御入用之節、何時ニ而も急度返済可申候、為後日預リ一札請連判、仍而如件

安永八亥三月

柏屋市兵衛殿

船問屋は、荷主仲間である極印講に預り金を渡すことで、難事の際の積荷物の保証金とした。【史料 1】では、廻船から納められた溜り銀が、海難処理費用に充てられている。廻船が敷金を出金し、難事費用に備えるという前野小平治の提案が盛り込まれ、1780年（安永9年）の熱田講新仕法が定められたものと思われる。前野小平治は、大坂廻船を残らず自分の差配の船にしてほしいという願いは聞き入れられなかったが、重要な点は、1779年（安永8年）時点で、前野小平治差配の船が大坂廻船を引き受けるほどの力を持っていたことである。

前野小平治は、1803年（享和3年）に尾張藩の農方御用達をつとめる有力者である。尾張藩への上納金・調達金の納入は、1767年（明和4年）よりつとめていたことが、前野小平治家の「公事留」より明らかになる。

【史料 4】⁽¹³⁾

明和四亥年より調達蒙仰、其節々前野小平治上納仕候分、頭書左ニ申上候由
金三拾両 明和四年亥正月上納仕候
金貳拾両 同 五年子六月調達仕候
金拾八両 同 六年丑七月調達仕候
金拾貳両 安永五年申三月調達仕候
金五百四拾四両 天明二年寅十二月調達仕候

金百貳拾兩	寛政二年戌八月調達仕候
金三拾兩	同八年辰年調達仕候
金五拾兩	同九年巳年調達仕候
金貳拾兩	同十年高須様御用之由ニ 而調達仕候
金貳百貳拾壹兩 (後略)	同十二申年調達仕候

18世紀に前野小平治が尾張藩に納めた上納金・調達金は金800兩を超えており、明和期にはかなりの経済力を有していたことが明らかである。また、前野小平治が大坂廻船を引き受けさせてほしいと提案した4年ほど前の1775年（安永4年）に、内海東端村において複数の船が確認できる。

【史料5】⁽¹⁴⁾

(正面)

	倍吉丸	内田氏
願主	享吉丸	前野氏
	海寿丸	中村氏
高宮燈籠箱	末吉丸	内田氏
	福吉丸	前野氏
	灘吉丸	前野氏
	乗吉丸	前野氏

(背面)

安永四乙未歳 八月吉祥日

【史料5】は、東端村の高宮神社に保存されている燈籠箱に記された墨書である。箱の中には真鍮製の吊り燈籠が入っており、この燈籠を奉納した際の箱書きに記したものと思われる。1775年（安永4年）に前野氏、内田氏、中村氏に合計7艘の船が存在していたことが明らかになる。

内海船廻船仲間の戎講は、遅くとも1784年（天明4年）には結成している。

戎講の結成は、大坂廻船仲間という既存の枠組みではなく、内海船としての新たな廻船仲間の取り組みを意味する。1779年（安永8年）時点ですでに素地はできていたと考えられる。

先述した通り、前野小平治は大坂湊の地形を考えると、大型船に比べて小型船の方が都合がよい。船足が軽く小回りのきく船を集団で持つことで、大坂廻船と異なる形で商機を見出した。

その一つのあらわれが、1786年（天明6年）に尾州内海廻船講中で奉納した住吉大社の一对の燈籠である。大坂廻船とは異なる内海廻船（内海船）の存在を大坂に知らせるためと考えられる。

【史料6】⁽¹⁵⁾

竿石	正面	永代常夜燈
	右側面	住吉大神宮
	左側面	天明丙午花朝（天明六年二月十五日）

執次

山上宮門大夫

背面 猗与明矣墨江之魘

神乎厥惠和尚同塵

彦根前文学伏水龍公美 拝誌

基礎 正面 大阪庭講中

背面 大坂上町

石般工 吉島六兵衛

基壇 正面 尾州内海廻船講中

内海船は、前野小平治を中心に戎講を結成し、廻船集団として大坂を市場に活動し始めた。住吉神社には商売にかかわる問屋・仲買・廻船など数多くの燈籠が奉納された。内海船が燈籠を奉納することで、大坂での

内海船の知名度を上げることができたのではないだろうか。

熱田講中の人たちは、海上安全のための庭神楽を、住吉大社に定期的に奉納した。1765年（明和2年）の熱田講仕法を示した【史料「小早船掟書写」】から抜粋する。

一海上安全為正月・九月両度住吉大神宮江庭御神楽可致執行、御初穂拾式匁ツ、也

次に1780年（安永9年）熱田講新仕法を示した【史料1】から抜粋する。

一海上安全為正五九月ニ住吉大神宮江庭御神楽可奉献事ニ候、尤御初穂銀拾式匁相定、右神楽料問屋衆江相渡可申

熱田講の、海上安全を祈る庭神楽は、1765年（明和2年）の仕法では年2回、1780年（安永9年）の仕法では年3回行っており、住吉神社への信仰がわかる。熱田講は大坂からの積荷の荷主たちの集団である。庭神楽奉納のため荷主たちが年2回ないし3回は住吉大社を訪れたことになる。内海廻船講中のよい宣伝機会になったものと思われる。

熱田尾頭の住吉社（尾頭住吉神社）は、「住吉社記」⁽¹⁶⁾によると、1734年（享保19年）に住吉大社を勧請し、小堂を安置したことに始まる。その後、1762年（宝暦12年）に大坂廻船名古屋荷主の笹屋惣七・藤倉屋長六をはじめ名古屋の極印講中12名が運送守護のため社殿を創建したことが記されている。境内の常夜灯は、1764年（明和元年）の1対のうち、1基は大坂の船問屋の淡路屋利右衛門と木津屋甚七が、もう1基は名古屋の船問屋の桑名屋伊右衛

門が世話人となっている。刻銘は以下のとおりである。

【史料7】⁽¹⁷⁾

A 右側

* 竿石部

（正面）

常夜燈

（右側面）

大坂船問屋 木津屋甚七
淡路屋利右衛門

（左側面）

尾州小早廻船中

（背面）

明和元甲申歳六月吉日

* 基礎石部

（正面）

明德丸吉太夫

栄久丸庄兵衛

幸徳丸長太夫

（右側面）

大坂世話人

淡路屋清兵衛

B 左側

（正面）

常夜燈

（右側面）

名古屋船問屋 柏屋市兵衛
桑名屋長右衛門

（左側面）

尾州小早廻船中

（背面）

明和元甲申歳六月吉日

* 基礎石部

（正面）

善幸丸悦蔵

富吉丸万蔵

福寿丸順吉

福若丸徳助
吉久丸方助
(右側面)
名古屋世話人
桑名屋伊助

さらに、熱田講再興の1779年(安永8年)には2基の常夜灯が建てられた。一つは6月建立のものであり、尾張藩儒者の磯谷正卿による漢詩が刻まれている⁽¹⁸⁾。

…尾張の商船小捷と呼ぶ若干艘有り、貨物を装載して浪華に往来し、歳々以て常と為す…

(送り仮名は筆者による)

とあり、大坂廻船のことを記している。「小捷」とは「捷」が早いを意味する言葉であり、小早を表している。船数は「若干艘」とし、それほど多くなかった。これらの船が「浪華」を往来し、常態化していることを記している。また、同年8月建立の常夜灯には、境内にある地藏堂の現住である柏禅清昌による漢詩が刻まれている⁽¹⁹⁾。

尾張名護屋商舶の主者等石灯一双を住吉大神祠の前に建て乃ち余に奉行せしむ…

(送り仮名は筆者による)

とある。

1789年(寛政元年)には、野間一色廻船講中が常夜灯を奉納しており、野間船の廻船仲間の存在を示す資料である⁽²⁰⁾。野間船も18世紀後半に内海船同様に、大坂を中心に活動をしていたことがわかる。野間船の中には大坂に行き、大坂で大きな船に乗り換えて帰帆している事例がみられる

⁽²¹⁾。さらに、尾頭住吉神社には、1793年(寛政5年)に、前野小平治が奉納した灯籠がある⁽²²⁾。

おわりに

1770年(明和7年)、尾張藩船奉行の支配下に置かれた起渡船場に灯台が建立された⁽²³⁾。起渡船場は中山道脇往還の美濃路の木曾川右岸に設けられた。常夜灯に記された漢詩は彦根藩儒者の龍公美によるものである。

1786年(天明6年)、住吉大社に「尾州内海廻船講中」が奉納した灯籠も同じ龍公美の書である。二つの灯籠の関係は不明であるが、「尾州内海廻船講中」の奉納に尾張藩船奉行が関与した可能性も考えられる。

戎講の成立を考えるにあたり、明和・安永期が重要な時期と考える。1767年(明和4年)には、前野小平治が尾張藩から上納金を命じられ始めている。1775(安永4年)には、内海東端村に7艘の船が確認できる。さらに1779年(安永8年)には、前野小平治が大坂廻船を残らず引き受けると願い出た。実現はしなかったが、前野小平治は、大坂廻船を引き受けるほどの廻船集団が差配できたと考えられる。その後、1784年(天明4年)ころまでには、内海船の廻船仲間である戎講が成立した。1786年(天明6年)の「尾州内海廻船講中」として住吉大社に奉納した灯籠にみられるように、大坂廻船とは異なる廻船として、大坂・名古屋間の輸送を担っていった。

そのポイントは、小型廻船にあった。大坂は川口の堆積土砂が問題となっており、廻船の停泊が困難な状況であった。また、廻船が大きいと荷積みに時間がかかる。こ

の時期の内海船は400石以上の中型廻船ではなく、200石から300石ほどの小型廻船を主流にしていたものと考えている。

川合彦充氏は、「伊勢山田の荷主たちは『伊勢屋組合』という仲間をつくって、伊勢・大坂間に伊勢・三河・尾張の小早廻船を就航させていたが、東端村の前野小平次は天明二年九月に伊勢山田の仲上久左衛門（鉄久）を世話人として、二百石積の灘吉丸、二百石積の増吉丸、二百五十石積の児吉丸の三隻を『伊勢屋組合』に加入させている。（『石井謙治氏所蔵文書』）」と記している⁽²⁴⁾。

1775年（安永4年）の高宮神社書書きには灘吉丸・増吉丸の名前がみられる⁽²⁵⁾。それぞれ、両船とも200石積の船であり、「安永八年亥春」から始まる【史料「小早船掟書写」】に記された適切な大坂廻船の大きさと合致する。また、19世紀前半の野間船・内海船に波不知船がみられる状況をうかがうことができる⁽²⁶⁾。内海船船主内田佐七家では、1818年（文政元年）に購入した128石積の波不知船が廻船業の始まりであり、翌年には大坂で売却している⁽²⁷⁾。大坂まで空船で航海したとは考えにくく、大坂行荷物の輸送に携わった可能性が高い。

大坂と尾張・伊勢・三河をつなぐ運送から伊勢・三河が抜けて、別の問屋を結成したことは、【史料1・2】に記されている。

拙稿において、「尾張小早は、熱田講や極印講をつくっており、藩の特権意識の強い集団であった。そのため、前野小平治は尾張小早に入ることはできなかつたものと思われる。そこで、伊勢屋組合に所属をし、大坂方面へのつながりを密接にしていたものと思われる。」と記述した⁽²⁸⁾。そもそも船と船問屋の理解が不足していた。

名古屋・熱田の大坂船問屋、大坂の尾張国船問屋は問屋として尾張藩・幕府から保護を受けて、特権を持つ集団であった。名古屋・大坂の船問屋が中心となり、熱田講・極印講という大坂・名古屋の荷主仲間を結成した。名古屋・大坂間の荷物を輸送するのが尾張小早である。

したがって、尾張小早そのものが藩の特権意識の強い集団ではなく、輸送の担い手として、名古屋・大坂の船問屋・荷主の関係に組み入れられた。前野小平次は藩に調達金・上納金を納める商人でもあり、藩の特権から排除されることもなかった。ただし、前野小平次の尾張小早を残らず引き受けることは、これまでの尾張小早をつとめてきた船問屋と船の関係から受け入れられなかった。そのため、前野小平治は独自の廻船集団の組織化を図つたものと思われる。前野小平治の船が、伊勢屋組合に加入したとする研究もみられるが、一時期あるいは部分的と思われ、主体は戎講とよばれる内海船廻船仲間にあつたと考えられる。

18世紀後半から19世紀前半にかけて、内海船は、大坂を中心とする瀬戸内海東部地域と伊勢湾地域をおもにつなぐ廻船として活動した。だからといって、大坂廻船と対立していたわけではない。

大坂廻船が内海船の代表的船主である前野小平治が、大坂廻船を引き受けることを願つた際に提案した海上請合の仕法が、その後の大坂廻船で行われた。大坂廻船の大きな問題であつた荷積み時間の短縮を行う方法として採用された。たしかに船にとっては簡便に積み切ることができるようになったが、船問屋にとって船の統制は緩やかにならざるを得なくなつた。

19世紀前半に内海船に付け込む隙間を

与えてしまった。それは高部氏が指摘した「懇意積」である⁽²⁹⁾。【史料 1】の1780年(安永9年)の熱田講仕法にみられる海上請合仕法は、名古屋からの注文荷物に限り、直積を認めることであった。それが拡大解釈されていき、19世紀前半の「懇意積」の問題につながっていくと考えられる。18世紀後半から19世紀前半にかけての大坂の船取引の実態解明が課題である。

注一覧

- (1) 内海船については、斎藤善之『内海船と幕藩制市場』(柏書房、1994年)に詳しい。
- (2) 『知多半島の歴史と現在』11、2001年。
- (3) 高部淑子「戎講の成立と展開 19世紀前半までを中心に」(『知多半島の歴史と現在』19、2015年)。
- (4) 「尾張国熱田野尻家文書」(徳川林政史研究所所蔵)、同文書については、徳川林政史研究所HP掲載の「徳川林政史研究所所蔵史料の概要と文書目録」を参照。
- (5) 『校訂復刻名古屋叢書』第11巻(愛知県郷土資料刊行会、1983年)。
- (6) 日本福祉大学知多半島総合研究所蔵。
- (7) 「熱田講記録」『校訂復刻名古屋叢書』第11巻 pp. 393-399、「条目帳」(「尾張国熱田史料」28、徳川林政史研究所所蔵)。
- (8) 中村家文書行政45(常滑市陶の森資料館所蔵)。
- (9) 高部淑子「戎講の成立と展開 19世紀前半までを中心に」。
- (10) 『企画展 伊勢湾をめぐる船の文化』(名古屋市博物館、1989年)。
- (11) 名古屋市蓬左文庫編『尾張徇行記』第6巻(愛知県郷土資料刊行会、1976年)。
- (12) 中村家文書家23(常滑市陶の森資料館所蔵)。青木美智男氏は、『常滑市文化財調査報告第17集 中村家文書』(常滑市教育委員会、1989年)において、この史料の作成年代「亥十二月」を1791年(寛政3年)と推定している。
- (13) 前野小平治家文書。前野家と尾張藩については、斎藤善之『内海船と幕藩制市場』を参照。
- (14) 内田誠一「祭礼」東端区誌編纂委員会編『東端区誌』2010年。
- (15) 片山清「住吉大社石文による地方史の発見(三)一龍草廬銘筆尾州内海廻船講中寄進燈籠一」(『すみのえ』197、住吉大社社務所、1991年)。
- (16) 尾頭住吉神社の参詣者への配布物(1998年5月入手)。
- (17) 「石造灯籠 明和元年6月在銘 一対」尾頭住吉神社境内。
- (18) 「石造灯籠 安永8年6月在銘 一基」尾頭住吉神社境内。刻銘の全文は「住吉石灯記」として、名古屋市蓬左文庫編『尾張徇行記』第2巻(愛知県郷土資料刊行会、1976年、pp. 204-205)に記されている。
- (19) 「石造灯籠 安永8年8月在銘 一基」尾頭住吉神社境内。
- (20) 「石造灯籠 寛政元年5月在銘 一基」尾頭住吉神社境内。刻銘は、『愛知県史』資料編17(愛知県、2010年、史料番号411)に翻刻されている。
- (21) 『愛知県史』資料編17 史料番号410。
- (22) 「石造灯籠 寛政5年5月在銘 一基」尾頭住吉神社境内。
- (23) 「起渡船場石灯台」羽島市正木町新井木曾川堤防上にある。岐阜県指定文化財

(史跡)である。

- (24) 川合彦充「南知多の海運と戎講組合」
 (『南知多の廻船文書』南知多町教育委員会、1982年)。
- (25) 内田誠一「祭礼」。
- (26) 名古屋市蓬左文庫編『尾張御行記』。
- (27) 斎藤善之「解題」(『南知多・内田佐七家文書目録』日本福祉大学知多半島総合研究所、1993年)。
- (28) 拙稿「大坂登り下り船問屋と内海船—18世紀後半から19世紀初頭を中心に—」(『知多半島の歴史と現在』11、2001年)。
- (29) 高部淑子「戎講の成立と展開 19世紀前半までを中心に」。

【史料「小早船掟書写」】

(表紙)

「天保十四癸卯八月日

小早船掟書写」

万治二己亥	天保十二迄	百八十四年
文(元)文二年	同断	百〇五年
宝暦七丑	同断	八十五年
明和二乙酉	同断	七十七年
同 四亥より	同断	七十五年
安永八己亥	同断	六十三年
文化四丁卯	同断	三十五年

元文二巳年二月

一大坂西三郎兵衛与申者、新規問屋被仰付被下様と、当所山形屋善兵衛ト申者相願候節、右御間濟シ御座候而ハ、大坂廻船持難儀之由ニ而願書差出し節、廻船持相札、廻船問屋共ハ願書差出し儀見へたり

宝暦七丑年六月

一大坂差出し之候商荷物、近年他国船ニ積下、船持困窮ニ付、向後他国船積下不申候様ニ而相願候様、町奉行衆ハ御年寄衆江申達有之由ニ而、船手江も御申談了間之趣申達上、願之通向後下り荷物他国積

下候儀相止メ御国廻船ニ積下、其内御国廻船差支候節者、外船江積下シ儀不苦旨相濟候旨、津田兵部殿ハ申来候儀見へ候、右武通尾州御船手御扣有之、他言堅致間敷候事

船入町 市兵衛
 葭町 長右衛門
 大坂廻船持ども

一御当地大坂廻船之儀ハ、先年ハ数艘有之候処、連々相減、当時漸々十一艘ニ罷成候故、廻船大坂ハ下り荷物専一之渡世ニ仕、御役等も相勤候処、近年大坂表於所々船積仕候者、諸国ハ入込ニ船運賃少々ツ、引下、御当地ニ下り荷物羅積仕候故、御当地之廻船共追々相減、令迷惑候ニ付、向後ハ他国舟ニ不積様、御当地荷主共被仰付被下候様、去子年相願候、右願之通他国船積下候儀相止、御国ノ廻船計積下シ、其内御国廻船差支候節ハ、外船積下候而も不苦旨、町中江相触候間、可得其意候、且運賃之儀ハ他国ニ准、先年之定より引下取扱可致候

丑六月

宝暦七丑六月町中御触写

一大坂表ハ御当地江積下候商荷物之儀、先年ハ定運賃取之御国廻船計積来り候処、近年他国船羅積致、御国廻船ニ積候荷物少罷成令難儀候旨、船問屋并御国廻船ハ願之通吟味之上、向後ハ大坂ハ積下り荷物御国廻船計之他所舟ニ積不申答ニ候、且運賃之儀ハ他国舟ニ准先年定候より引下取扱候様ニ而、商物取寄候者共右之趣可申達候

右之通御奉行所被仰渡候間、寺社門前端々迄不殘可被相触候、以上

六月十九日 岡清右衛門
 坂嘉兵衛
 渡辺新右衛門
 真野与一右衛門

花井七左衛門殿

如斯被仰渡候間、町中并寺社門前々迄、不洩様入念可被相触候、以上

花井七左衛門

町中

丁代衆

大坂御船手御番所御扣ニ有之候

一大坂川口出船以前ニ破船出入之事穿鑿之上、船頭

不届ニ而令破損候ハ、其割符荷主江ハ不可相掛
運賃ハ其俣遣シ、取揚而大坂伝其外廻船中として
右約速之所々江積届へし、自今以後於川口船頭不
届右之者其割符廻船中江可相掛事

万治二年 亦左衛門
正月十一日 隼人

一瀬取船勿荷又ハ破損仕候共配当無之、其損銀ハ元
船残荷物之配当分算可仕事

但、瀬取不届有之時ハ荷物為弁納、舟并渡海小
舟瀬取舟何も同断
曾我丹波守

極印講行司組合

庖丁屋弥三左衛門 京口屋九八郎 山口藤九郎
後藤利右衛門 山本孫十郎 笹屋惣助
薬屋伝兵衛 大口清兵衛 立合
鉄屋五平次 駒屋源兵衛 彦根屋茂兵衛
井筒屋甚右衛門 綿屋与兵衛 八幡屋五兵衛
生田屋甚右衛門 青貝屋忠二郎
井筒屋甚左衛門 加野屋九左衛門
大和屋次郎左衛門 駒屋小左衛門

一名護屋廻船之儀、従先規熱田講諸事執計致来、船
方之儀、元文中迄伊勢・三河荷物と引請支配致
来候処、其後不模通之筋在之歟、伊勢・三河夫々
問屋出来いたし、次第出荷物無数、不繁昌成り、
就夫此度名古屋極印講之連札到来、何卒船方仕立
都合宜敷如以前繁昌為致度旨、趣意申来候、右紙
面准講中相談之上相究候定、左之通り

一海上安全為正月・九月両度住吉大神宮江庭御神楽
可致執行、御初穂銀拾貳匁ツ、也

一積荷物船方撰嫌申節、問屋之通達有之候ハ、其
船頭之儀行司方江相招、急度可申附候、其上ニも
違背在之ハ早速極印元へ可申達事

一船附之事行司江引合有之節差支無之候ハ、可申附
事

并壹艘仕立双仕立之儀、出荷物多少准行司之問
屋差図可致事

一跡船無之出荷物多節極印船切少々過積之儀、差赦
申事行司可為計事

一出帆手板問屋持参り節、荷物数運賃出船之日限
等帳面記印形出之、尤帆別銀壹艘分銀貳拾五匁
ツ、請取置、講中諸入用賄可申、若除銀等有之ハ
新造加入等も相談の次第ニ可致候事

一講中行司渡正五九月三ヶ度、参会正月・九月相勤
可申、尤溜分銀順番預り可申事

一両問屋江定目書相渡置候、承知之一札別紙取立事
右之趣を以向後取り計可致、依而如件
明和二酉五月

問屋江相渡置申定目之事

一名古屋廻船之儀、従古来熱田講諸事執計致来候之
処、此度名古屋極印元之連札到来、船手仕立都合
宜如以前繁昌為致度旨、趣意申来候、右紙面准シ
講中相談之上相究之所、左之通り

一近来極印船数も無数相成候間、追々新規船出来致
候様両問屋兼而心懸出情可被致事

一船之石数ニ応極印元之定運賃申来候、則

三貫目山口徳助、三貫匁近江屋栄助、三貫匁鉄
屋悦藏、貳貫八百目川村万藏、貳貫八百匁茗荷
や善太夫、貳貫三百匁桑名や長藏、貳貫八百匁
柏屋長太夫、貳貫三百匁桑名や万藏、貳貫八百
匁柏屋庄兵衛

右定運賃之堅過積無之様支配可被致候事

一極印船登り合無之仮船被致候節、行司江相尋之上、
両問屋立合入念仮船可被致候事

一仕立船之儀当番問屋之行司方引合之上船附可被
出候事

一送り状手板下し之儀、近年延引致名古屋表不勝手
之由申来候、向後手早送り状取寄メ手板ニ印形受
早速指下可被申事

一諸荷物不何寄積入出帆可被致、万一船手勝手を申
撰嫌致候ハ、行司江達可有之事

一荷物積先ニ而伸仕并水主共諸事不埒無之様問屋船
頭方之可申附候、外船江荷物洩不申様廻り方手代
衆伸仕等迄出情可被致事

一帆別銀壹艘分銀廿五匁ツ、手板印形之節、行司方
江持参可有之事

一壹艘仕立双仕立之儀出荷物之多少准行司之差図
可被致間、船頭衆問屋中違背有間敷候事

一当所出帆名古屋表江入着日限早速行司方江通達可
有之事

右之通心得違無之様支配可被致条、依之承知之一札
申請候、以上

明和二年

西五月

熱田講中

淡路屋利右衛門殿

木津屋甚七殿

尾州小早船従先年大坂廻船として、荷物模通之儀極印講支配致来候、今般濃州荷主中当地廻船江積入申度旨、仲間中相談之上極印講連中江加入、依之帳江書記判形如件

名護屋極印講

加野屋九左衛門 大和屋次郎右衛門 綿屋与三兵衛
 薬屋伝兵衛 井筒屋甚右衛門 山本孫十郎
 庖丁屋弥三右衛門 大口清兵衛 後藤利兵衛
 駒屋源兵衛 山口藤九郎 生田甚右衛門
 駒屋小左衛門 鉄屋五平次 井筒屋甚左衛門
 青貝屋忠治郎 明荷屋甚藏 美濃屋次右衛門
 立合 八幡屋五兵衛
 彦根屋茂兵衛

濃州岐阜

柴田四郎兵衛 備前屋平左衛門 加藤平八
 堺屋治右衛門 井桁屋太兵衛
 明和四年丁亥五月

一此度当地小早船大坂廻船海上請取請合積取立申候ニ付、極印講連中之除入并作法相改申候趣、則左之通記置者也

安永八年	行司
亥三月	山口藤九郎
	駒屋小左衛門
明荷屋甚藏	表屋平兵衛
綿屋与三兵衛	井筒屋清兵衛
青貝屋忠治郎	砥屋弥三左衛門
井筒屋甚左衛門	駒屋源兵衛
駒屋小左衛門	笹屋伝兵衛

安永八年亥春

一此度内海米屋小平次殿極印元江御相談被成候度趣ニ而、御出府被成候ニ付、講中打寄対談候所、米小氏追々承及候処、大坂廻船之儀近来ハ折節難事有之御心配之趣等御座候、就而者何卒私方江被仰付被成下候得ハ、海上之儀ハ勿論、濡痛目欠等之儀急度御請合可申候、尤御町中御荷物御差支無之様可被致候間、被仰付可被下候、右取締之儀ハ石高百石目ニ付金百兩ツ、敷金御講中へ差金可申候、万一難事等有之候ハ、右敷金ニ而指繼可被下候、勿論右金子ニ而不足仕候得者何程ニ而もニ可仕候出金、且大坂廻船之儀大坂川口杯不都合ニ奉

存候、却而小船異鯖立式百石高位ニ船人八人乗仕候得者、自大坂仕立方早ク至極模通宜と奉存候、右沖ニ而シケ出候節、小船ニ帆を巻并艫械ヲ相立候得者、四百石以上之舟ハ中ノ路越ハ相立不申候、就中都而半艘積ニ仕船足致輕ク候得者、難事ハ無之筈ニ奉存候、仍而此度右之敷金仕、海上御請合申候間、何卒大坂廻船之儀不殘被仰付候様、呉々も奉願上候と申事ニ付、仲間一統相談之上、右体一決仕候、然処右之様子柏屋庄兵衛・清助及承願出候趣、此度小早廻船之儀ハ難事請合ニ而渡海致度旨願人御座候由、左様ニ相成候而者私共必至ニ困窮仕候、何卒仕法を以、右同様仕度候間、御憐愍ニ是迄通りニ私共江被仰付候ハ、難有仕合ニ奉存候与申来り候ニ付、又々仲間相談之上仕法以海上請合積之趣証文取、桑名や・柏屋両家へ支配申附候、則右証文写請合申証文之事

一御町中江大坂下り荷物之儀此度立方元船石高百石ニ付金貳百兩ツ、鋪金差出置、海上無事受合ニ而御町中之荷物積立渡海致度願主御座候ニ付、則各々様御荷物右船江積積被成度思召ニ御座候、然所弥右様ニ相成候申候而ハ、私共客船必至ニ及困窮難儀至極ニ奉存候、就中私方客船之儀ハ元来望性薄、右同様之海上受合并多數金等差出し置申儀ハ及難候得とも、向後ハ舟方仕法も急度相改申候間、右ニ准候請合之趣ヶ条を以御願申候処、御聞届被下、不相替私方船々へ御積被下候段外聞旁々以忝奉存候、依之今度相改仕法之趣、則左之通

一私方五艘之内江御積入被下候御荷物ハ、縦ひ如何様の儀御座候共、一切荷打為致申間敷候、若過而取落申候歟、又ハ船中ニ而濡痛等出来申候ハ、代銀を以急度相弁可申事

一私方五艘之内江御積入被下候御荷物ハ、縦ひ如何様の儀御座候共、一切荷打為致申間敷候、若過而取落申候歟、又ハ船中ニ而濡痛等出来申候ハ、代銀を以急度相弁可申事

一海上ニ而船損水船等ニ相成申候節ハ、濡荷物等仮舟ヲ以早速運送仕、其上御損分多相立申節者運賃銀壹貫匁ニ付銀貳百匁ツ、之積を以相弁可申候、其除御損モ御座候共、御用捨可被下候筈ニ御座候事

一大坂仕立儀ハ只今迄ノ舟ヲ以、運賃貳貫匁積リニ相立申候、惣而諸雜用右之割ニ而取計申候、尤時

節ニより式貫五百匁迄御積セ可被下候、其上少ニ
而も過積候ハ、如何様共御答可被下候筈ニ御座候
事

一船入津之節ハ、積手板之趣運賃メ方御行司衆へ
相届可申候、勿論先年大坂ニ而相定申候熱田御講
中之印形を除外手形杯を拵、内証過積為致申間
敷事、船道具之儀折々相改慥成品を相用、当(尚)
又新艘造替申候ハ、石数等御相談申、出来仕候
ハ、先規之通御見分請可申事

一年内両度之御参会、其外船之儀ニ付御寄合之席、
雑用ハ両問屋より仕払致可申事
右之通急度請合申所実正也、為其五艘分相続金五兩
也御講中江御願申候、御積入荷物海上ニ而御損毛之
節ハ、右金子を以御執計可被下候、当又御預り金減
少ニ相成候ハ、船頭中講金私方ニ追々預り置候故、
何時ニ而も差出可申候、為後日五艘一体請合証文、
仍而如件

安永八年亥三月 廻船問屋
柏屋市兵衛判
証人加判
極印講 桑名屋伊右衛門判
御連中衆様
右桑伊方柏市加判証文言同断

預り申金子之事

一文金五百兩也 但、利足金壹兩ニ付、
一ヶ月銀式分ツ、
右者貴殿御客船五艘分相続金ニ付、極印講中江慥ニ預
り置申所実正也、舟方ニ付御入用之節、何時ニ而も
急度返済可申候、為後日預り一札請連判、仍而如件
安永八亥三月
柏屋市兵衛殿

極印講銘々預り之事

一質物或居宅借屋杯ヲ差入添手形して連中差出し、
其書付極印講手形之箱へ入、問屋封印ヲ附鍵預
り、箱ハ行司へ預り、尤順番ニ
一毎年三月・九月両度之参会廻舟評儀之事、但し行
司二人ツ、前行司立合諸事疎略無之様ニ入念取扱
致、諸勘定役儀請取渡し可申事
一船方預り金三月会々来三月会迄講中立会割符付
之通質物を入、銘々江預置、翌年会席江元利共持
参可致候事
一廻船積方之儀平生無油断氣を附、過積其外疎略成
儀を御座候ハ、当行司ハ致吟味可申事

一毎年両度之惣会ハ勿論其外寄合之儀相触申候
ハ、時刻不違可罷出候事

一大体之儀ハ行司方ニ而取扱、追而連中江為相知可申
事、但大坂来状文通共悉ク帳面ニ記置可申候事

文化四丁卯改行司順

青貝屋忠治郎 山口藤九郎 綿屋与三兵衛
庖丁屋弥三左衛門 笹屋伝兵衛 駒屋小左衛門
京井甚右衛門 井筒屋清兵衛
駒屋源兵衛 明荷屋甚蔵

舟切借船之節証文之事

一何丸船道具附何国唯(誰)舟宜乗カ亦ハ沖舟頭唯
誰乗水主何人帆何反楫何程帆柱何木綱(苧綱・桧
綱)何房碇何碇貫何頭右之通道具附無相違御座候
何丸誰
大坂船宿何屋唯

年月日
船問屋唯殿
行司唯殿

一札之事

一何郡何丸唯舟対談を以、尾州名古屋着諸荷物積入
下し被成下候ニ付、送り状手板表通慥ニ受取積舟
仕候所実正也、然上ハ尾州名古屋表へ着次第送り
状名前之通荷主夫々無相違相届可申候、万一積荷
物紛失ハ勿論濡痛等出来之節ハ、何程ニ而も船方
ハ弁銀を以差略致、各々方へ少も御損毛相掛中間
敷候、万一海上之儀大坂廻舟可為御法度事
一御公儀様御法度之趣、津々浦々ニ而堅相守可申事、
別博奕諸勝負何ニよらず、かけろく類、船中水主
者一切不仕候様兼而申渡有之候
一積問屋ハ荷物浜出し船積為致、大切取扱無末無
之様可仕候、別而船中ニ而相互ニ念入不埒筋出来不
申候様、水主一統兼々申渡置候
右之通少しも無相違為相守可申候、其外如何様六ヶ
敷候儀出来仕候共、我等請負人相立申候儀故、何国
何方迄も罷出、急度差略無滞相済可申候、右舟仕立
被成候荷物積入候節ハ、幾年ニ而も我等請負相立申
候間、此証文御用可被下候、為後日請負一札、仍而
如件

月日 誰殿
船頭誰
大坂舟宿

誰

注：〈 〉は割書であること、()は筆者の加筆であることを示す。